

確認検査業務等に係る 書類等閲覧規程		頁 No.1／3
		CESR06－08
2008年5月20日制定	2025年4月1日改訂	2025年4月1日施行

- 第1条（趣旨）
- 第2条（閲覧書類）
- 第3条（閲覧所）
- 第4条（閲覧時間）
- 第5条（閲覧手続）
- 第6条（書類等の持ち出し禁止等）
- 第7条（書類等の電磁的記録による提供）
- 第8条（書類等の取扱い）（と）

確認検査業務等に係る 書類等閲覧規程		頁 No.2／3
		CESR06-08
2008年5月20日制定	2025年4月1日改訂	2025年4月1日施行

（趣旨）（と）

第1条 この規程は、一般財団法人 日本建築センター（以下「財団」という。）確認検査部及び大阪事務所が行う確認検査業務において、書類等の閲覧に関し必要な事項を定める。（へ）（と）

（閲覧書類）（と）

第2条 閲覧可能な書類等は、次に掲げるものとする。（と）

①事業報告書及び決算（貸借対照表・正味財産増減計算書）／財産目録	建築基準法第七十七条の二十九の二 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令二十九条の二
②役員、評議員及び確認検査員の略歴	
③賠償責任保険証券及びその他の措置を講じている場合にはその内容を記載した書類	
④定款／履歴事項全部証明書	
⑤出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び出資の価額を記載した書類	
⑥親会社等が指定構造計算適合性判定機関である場合、当該親会社等の名称及び住所を記載した書類	

（閲覧所）（と）

第3条 閲覧は、確認検査部及び大阪事務所の打合せスペース（以下「閲覧所」という。）で行うものとする。（と）

（閲覧時間）（と）

第4条 書類等の閲覧時間は次の各号のとおりとする。

- （1）書類等の閲覧時間は、午前九時十五分から正午まで、及び午後一時から午後五時四十五分までとする。
- （2）閲覧所の休日は、確認検査業務規程に規定する休日とする。

（閲覧手続き）（と）

第5条 書類等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、確認検査業務に係る書類等閲覧申込書（別記様式）及び身分を証するもの（以下「身分証」という。）を提示の上、確認検査部長又は大阪事務所長に提出しなければならない。（身分証は複写し保管する。）（と）

2 書類等の複写を請求する場合は、1頁につき20円（税込）を支払わなければならない。

確認検査業務等に係る 書類等閲覧規程		頁 No.3／3
		CESR06－08
2008年5月20日制定	2025年4月1日改訂	2025年4月1日施行

（書類等の持ち出し禁止等）（と）

第6条 閲覧者は、書類等の閲覧に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。（と）

- (1) 書類等は閲覧所の外に持ち出さないこと。
- (2) この規程及び職員の指示に従うこと。
- (3) 書類等を汚損し、又は破損しないこと。（カメラ撮影、スキャン取込等厳禁）
- (4) 他人に迷惑を及ぼさないこと。

（書類等の電磁的記録による提供）

第7条 財団のウェブサイトから閲覧の申し込みがなされた場合、財団は書類等を電磁的記録により閲覧者に提供することができる。ただし、電磁的記録により提供する場合は第3条から第6条までの規定は適用しない。

- 2 閲覧者は、確認検査業務に係る書類等閲覧申込書（別記様式）及び身分証を、財団が定める方法で提出しなければならない。（と）

（書類等の取扱い）

第8条 閲覧者は、複写又は電磁的記録により提供された書類等の取扱いについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧以外の目的で使用しないこと。
- (2) 第三者に開示、提供又は漏えいしないこと。
- (3) 書類等の全部又は一部の複製、捏造、改ざんその他不適切な取扱いをしないこと。（と）

別記様式

一般財団法人 日本建築センター
確認検査部長 殿
大阪事務所長 殿

確認検査業務に係る書類等閲覧申込書

年 月 日

閲覧者 住 所

氏 名
法人名
(法人に所属している場合)

閲覧目的			
閲覧する書類等	☐ 事業報告書及び決算（ 年度） ☐ 財産目録 ☐ 役員及び評議員の名簿及び略歴 ☐ 確認検査員の名簿及び略歴 ☐ 賠償責任保険証券及びその他の措置を講じている場合にはその内容を記載した書類 ☐ 定款 ☐ 履歴事項全部証明書 ☐ 出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び出資の価額を記載した書類 ☐ 親会社等の名称及び住所を記載した書類		
閲覧年月日	年 月 日	閲覧時間	～
備考			

【担当者名： 】

[書類等を電磁的記録（電子データ）により提供を受ける場合]

- ・書類等を電子データにより提供を受ける場合は、作成した本申請書と身分証の電子データを以下のメールアドレス宛に送信してください。

送信先： bcj_kakunin@bcj.or.jp

- ・身分証は以下のいずれか1点をご提出ください。データ形式はスマートフォン等で写真撮影したもの（JPG形式）もしくはスキャンしたもの（PDF形式）としてください。

①運転免許証	顔写真、氏名、生年月日、現住所が記載されているもの
②個人番号カード (マイナンバーカード)	顔写真、氏名、生年月日、現住所が記載されているもの ※マイナンバー通知カード不可
③住民基本台帳カード	顔写真、氏名、生年月日、現住所が記載されているもの
④健康保険証＋補助書類	氏名、生年月日、現住所が記載されているもの ※補助書類は下記のいずれかをご用意ください。 a. 公共料金領収証（電気・水道・ガス） b. 住民票記載事項証明書
※法人に所属している場合は、当該法人に所属していることを証明するもの（社員証の写し等）も身分証と一緒にご提出ください。	

- ・提供する電子データは原則としてPDF形式とし、申込書等の送信があったメールアドレス宛にお送りします。

※閲覧者は、本申請にあたって一般財団法人 日本建築センター「確認検査業務に係る書類等閲覧規程」に同意したものとみなします。